

子どもからのSOSを受け止める

～児童虐待・性被害から子どもを救うために～

step

1

SOSに気付く



性的虐待（身近な大人からの性被害）

- 年齢不相応な性知識、特異な自慰行為
- 他児の性器を触る、自己の性器を見せる
- 異性への過度な興味や接近
- 排尿等を痛がる、性器や肛門のケガ、膀胱炎・膣炎

topics 性犯罪の法律が変わりました（2023 7/13～）

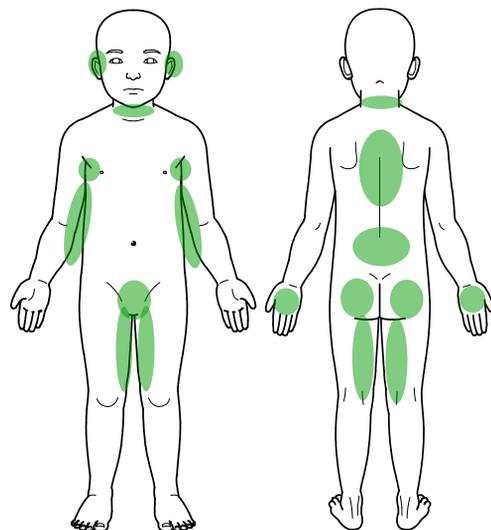
- 暴行・脅迫・障害・アルコール・薬物・フリーズ・虐待・立場による影響力などが原因で、同意しない意思を形成したり（NOと思う）、表明したり（NOと言う）、全うする（NOをつらぬく）ことが難しい状態で性行等やわいせつな行為をすると、「不同意性行等」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。
- 16歳未満の子どもに対して、性行等やわいせつな行為をすると、「不同意性行等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます（※）。

※相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき

身体的虐待

- 線上の皮下出血がある
- 色調の違う複数のあざ
- 円形の紅斑、水疱
- 歯形
- 大きなアザ、腫れ
- ▷ 棒で叩かれた？
- ▷ 連続して暴行？
- ▷ タバコの痕？
- ▷ 噛みつかれた？
- ▷ 体重も軽く力も弱いのに、一人でこんな大ケガする？

虐待によってケガしやすい部位
（転倒などによってケガしにくい部位）



ネグレクト・心理的虐待

- 基礎疾患がないのに低身長
- 着衣の汚れ、季節にそぐわない衣服
- 頭髪・爪が伸びたまま放置、体の汚れ
- 保護者の顔色をうかがう、怖がる
- 家に帰りたがらない
- 親による極端なきょうだい間差別、えこひいき

step

2

SOSを聞く



被害を受けたこどもの特性を理解する

- 暗示や誘導を受けやすい ▷ 「青？赤？なんども聞かれて、
わからなくなっちゃった・・・。」
- 大人の表情を見て迎合しやすい ▷ 「（ぼくに違うって言って欲しいのかな・・・）
さっきのは勘違いだよ！」
- 信じてくれるか試す ▷ 「私のこと信じてないでしょ！
（本当に私を守ってくれる？）」



根ほり葉ほり聞かない

- 詳しく話す = 被害の再体験 + 記憶の汚染を招く
- 「いつごろ・誰に・何を」までで止める。ただし、こどもが自ら被害開示する場合は遮らない。誘導とみなされるような具体的な例示をしない。
- ※詳しくは代表者聴取（警察・検察・児相の代表者による聴取）で聞きます。

step

3

SOSをつなぐ



「ないしょにする」はできない約束

- こどもから「誰にも言わないで」と言われても、こどもを守るために必要なことですので、「こどもを守るお仕事をしている人にお話するね」などと伝え、相談窓口ご連絡してください。
- 連絡することの許可を、こどもに求めないでください。許可を求めたことが、後で「私のせいで・・・」という、こどもの自責につながります。

こどもの親になんて言えば・・・

- 児童虐待を受けるこどもにとって、家庭は安全な場所ではありません。即日、通告や一時保護が必要です。また、親が加害者であった場合、「こどもから聞いた」と伝えると、こどもへの被害がエスカレートする可能性があります。
- 児童虐待を知った場合、守秘義務は免除されています。親に連絡する前、児童が帰宅する前に、連絡してください。早めの連絡で、相談機関も一緒に保護者に対応できます。

確信がなくても連絡を！



児童虐待相談

児童相談所全国共通ダイヤル
189 いちはやく



性犯罪相談

群馬県警察 性犯罪被害相談電話
#8103 ハートさん

群馬県警察本部子供女性安全対策課
027-243-0110 (代表)

性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター
#8891 はやくワンストップ

群馬県警察少年サポートセンター
027-289-6610